

遊佐町建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件に関する規程の見直し

第2条 建設工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事に限る。以下同じ。）の請負に係る競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。）の参加者の要件（以下「参加要件」という。）は、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類ごとに同表の中欄に掲げる工事の金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級に格付けされた者であることとする。ただし、同表の金額に満たない建設工事にあつては、それぞれの工事の種類ごとに**C及びD**の等級に格付けされた者、又は格付けされていない者をもって競争入札の参加者とすることができる。

建設工事の種類	工事の金額	等級
土木一式工事	2,000万円以上	A、B
	1,000万円以上 2,000万円未満	A、B、C
	500万円以上 1,000万円未満	B、C、D
建築一式工事	3,000万円以上	A、B、C
	500万円以上 3,000万円未満	B、C、D
電気工事、管工事 及び舗装工事	2,000万円以上	A、B
	500万円以上 2,000万円未満	B、C

◆改正点

- ・第2条中、「それぞれの工事の種類ごとに最下位の等級に格付けされた者、」を「それぞれの工事の種類ごとに**C及びD**の等級に格付けされた者、」に改める。
- ・表中、土木工事一式に「**1,000万円以上2,000万円未満**」「**A、B、C**」を追加、「500万円以上2,000万円未満」を「500万円以上**1,000万円**未満」に改める。電気・管・舗装工事の欄中、「500万円以上2,000万円未満」のB、C、Dを**B、C**に改める。